軽井沢町環境基本条例 (案)

雄大な浅間山のふところに**いだかれ抱かれ、深い**緑と涼しい風、美しい水の流れ、**多様な野生の動植物**に恵まれた私たちのまち、それが軽井沢町です。

この豊かな自然を貴重な財産として、私たち住民は節度を保った健全な 生活を守り、その一方で外国人を含めた優れた先人達に導かれて、それぞ れの時代に先駆ける文化を創造し、歴史を積み重ねてきました。

加えて、法制度により守られ、国際保健休養地として、また、我が国を 代表する観光やスポーツのリゾートとして発展し、成長を続けています。

取り巻く自然、そこで過ごす住民、組織化された社会の三つの要素が揃って成立するのが「風土」とすれば、私たちはこの類まれ類稀な風土を世界に冠たるものとして未来に引継ぐ責務があります。

自然界の成り立ちを支えるするための生態系は、わずかな油断でバランスを崩すため、それを守るうえでは細心の心配りが必要です。

人々の生活は利便性や豊かさを追求しつつも環境への負荷を少なくする ため、抑制の効いたライフスタイルが求められます。

さらに社会経済活動は、地球環境の持続可能性と常に向き合わねばなりません。

この風土を守ることが国土全体の環境対策につながり、ひいては気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさない環境の破壊から守るための原動力にもなる原動力になるという認識に立って、このまちに関係するすべての人々が持続可能な社会の構築に向けて協働し、環境の保全及び創造を推進することにより軽井沢町の未来に貢献するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、町、事業者及び住民住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町、事業者及び住民の協働により環境の保全等に関する施策環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民、事業者及び町が協働の精神に基づきそれに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康及

び安全かつ安心で文化的な生活並びに豊かで潤いのある自然環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによるものとする意義は、環境基本法 (平成5年法律第91 号)において使用する用語の例による。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 事業者 軽井沢町内(以下「町内」という。)において事業活動を行う者をいう。
 - (4) 町民 町内に住所を有する者をいう。
 - (5) 別荘所有者 町内に別荘を所有する者をいう。
 - (6) 滞在者 別荘滞在者(前号に規定する別荘所有者を除く。)、旅行者、町外からの就業者、町外からの通学者及びその他の本町に滞在する者をいう。
 - (7) 住民 町民、別荘所有者及び滞在者をいう。 (基本理念)
- 第3条 環境の保全等は、住民が健康で文化的な生活を営むために<mark>環境に配慮し環境と共生し</mark>、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、**軽井沢町の類まれな豊かな環境この環境**の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、全ての者が常に環境を大切にする行動を取ること可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、町、**事業者及び住民住民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。**
- 4 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が現在及び未来の地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において世代や地域の枠を超えた連携及び協働のもと、地球環境への負荷を与えないことを意識して積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める環境の保全等についての基本理念「以下「基本理念」という。」にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、基本理念にのっとり、全ての施策の策定及び実施に当たって は、環境への配慮に努めなければならない。
- 3 町は、事業者及び住民の良好な環境の保全等に関する意識の高揚を図るため、環境の保全等に先導的な役割を果たすように努めなければならない。
- 4 町は、第1項の施策の策定及びその実施に当たっては、事業者及び住 民の意見が反映されるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の 低減、環境汚染の防止その他の環境の保全等に自ら取り組むとともに、 町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければ ならない責務を有する。

(町民住民の責務)

第6条 町民住民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷 の低減に努め、環境の保全等に自ら取り組むとともに、町が実施する環 境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない責務を 有する。

(別荘所有者の責務)

第7条 別荘所有者は、基本理念にのっとり、別荘を所有することに伴う 環境への負荷の低減及び滞在中の活動に伴う環境への負荷の低減に努め、 環境の保全等に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関 する施策に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 滞在者は、基本理念にのっとり、滞在中の活動に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(各主体の協働)

第9条第7条 町、事業者及び住民住民及び事業者は、基本理念にのっとり、前5条前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、互いの立場を 尊重し、必要に応じて協働するように努めなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 基本方針等

(施策の基本方針)

- 第10条第8条 町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に沿って、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の保全が図られるよう、大気、森林、水、土壌、星空その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
 - (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
 - (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
 - (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに、共生することができる環境を 確保すること。
 - (5) 歴史的文化的な環境及び日常生活の空間とのと調和のとれた景観の 形成を図り、快適な環境を創造すること。
 - (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
 - (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。 (環境基本計画)
- 第11条第9条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、前条の基本方針に基づき、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - ③ 第1号の施策の進捗状況を検証するための事項
 - (4) その他環境の保全等に関する重要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び住民の意見を把握し、その意見を反映させる住民及び事業者の意見を反映させるとともに、第24条に規定する軽井沢町自然保護審議会(軽井沢町自然保護審議会条例(昭和48年軽井沢町条例第24号)に規定する軽井沢町自然保護審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる</u>施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(年次報告)

第13条第11条 町長は、環境の状況及び良好な環境の保全等に関して講じた施策に関する年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条第12条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な 財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第2節 基本的施策

(規制の措置)

第15条 第13条 町は、環境の保全等上の支障を防止するため、必要な規制 の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第16条第14条 町は、事業者及び住民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全等上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業活動及び日常生活等に係る環境配慮)

第17条 町は、事業者及び住民が、自らその事業活動及び日常生活等に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの事業活動及び日常生活等の活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第18条第15条 町は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これ に類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第19条第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び住民住民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めなければならない努めるものとする。
- 2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、 役務等の利用が促進されるように<mark>努めなければならない努めるものとする。</mark>

(環境教育、環境学習の振興等)

- 第20条第17条 町は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により事業者及び住民が環境の保全等についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、特に児童生徒の環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条第18条 町は、事業者及び住民住民、事業者 する民間の団体が地域において自発的に行う環境保全活動、再生資源に 係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、 必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

- 第22条第19条 町は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めなければならない努めるものとする。 (調査の実施)
- 第23条第20条 町は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条第21条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施 策を適正に実施するために必要な監視、観測、測定及び検査等監視等の 体制の整備に努めなければならない努めるものとする。

第3節 推進体制

(推進体制の整備)

第25条第22条 町は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び 推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第26条第23条 町は、環境の保全等に関し、広域的な取組を必要とする施 策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体**その他の** 関係機関と協力して推進するものとする。

第3章 自然保護審議会

(自然保護審議会)

第24条 軽井沢町自然保護審議会条例(昭和48年軽井沢町条例第24号) に基づき設置する軽井沢町自然保護審議会においては、環境基本計画の 策定その他環境の保全等に関する基本的事項等を調査審議する。

附則

この条例は、令和3年 月 日令和3年4月1日から施行する。